

新潟県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生するこころ豊かな新潟県の実現を目指して～

新 潟 県

目 次

はじめに.....	1
第1 動物愛護管理推進計画の策定	2
1 計画策定の目的	2
2 策定の根拠	2
3 計画の期間	2
第2 施策に関する基本的な方針	3
1 教育活動の充実「命を大切にすることを育てる」.....	3
2 愛護精神の普及「命を大切にする取り組みをすすめる」.....	3
3 適正飼育の推進「命を大切に社会をつくる」.....	3
第3 施策の展開	4
1 教育活動の充実	4
2 愛護精神の普及	7
(1) 致死処分頭数の減少への取り組み	7
(2) 災害時の動物救済体制の整備	10
3 適正飼育の推進	12
(1) 適正飼育の啓発	12
(2) 不適切な飼育を原因とするトラブルの減少	15
(3) 動物取扱業の適正化、資質の向上	18
(4) 調査研究の推進	20
(5) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	20
第4 計画の推進	21
1 計画の周知	21
2 実施体制の整備	21
(1) 県及び新潟市の動物愛護管理体制の充実	21
(2) 市町村との連携	21
(3) 関連団体との連携	21
3 推進計画の点検及び見直し.....	21
参考資料	22

はじめに

近年、人が飼育する動物は、その数、種類ともに増加傾向にあり、新潟県では犬の登録数が10万頭を超え、ねこ、小動物、小鳥などの飼育数を加えると膨大な数と種類が人と共に暮らしています。

人と動物との関係については、番犬やねずみ捕りなどの人の暮らしに役立たせることを目的とした時代から、愛玩動物(ペット)としての飼育、そして近年の少子高齢化、核家族化の進行により伴侶動物(コンパニオンアニマル)として、人と動物がより密接な「かけがえのない家族の一員」さらには「人生のよきパートナー」へその関係が大きく変化しつつあります。また、「いやし」を動物とのふれあいに求める人も増えてきています。

動物を飼育したり、ふれあうことは、高齢者や障がいを持った方にとっては、健康維持、機能回復の機会となり、子どもたちにとっては、命の大切さや弱者へのいたわりを学ぶ機会としてとても重要なことであると言われています。

しかし、一方、不適切な飼育による近隣とのトラブルや、遺棄・虐待・負傷動物、さらに所有者不明の動物などの問題も高い関心を集めています。

また、一部の動物取扱業者で見られる不適切な動物の管理などに対する指摘も後を絶ちません。

このように、動物の愛護・管理を取り巻く環境は大きく変化しており、動物行政への期待も、野犬の捕獲、取り締まりや指導が中心だった頃に比べ、その課題は多様かつ複雑なものになってきました。

本計画は、新潟県における今後10年間の動物愛護管理に関する施策の方向性を示すものです。動物に関して人々が互いに理解しあい、人と動物が共生するこころ豊かな社会の実現を目指します。

第1 動物愛護管理推進計画の策定

1 計画策定の目的

「人と動物が共生するところ豊かな社会」の実現に向けて、新潟県における動物愛護管理行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化し、目標達成の手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行することを目的としています。

2 策定の根拠

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)第6条に基づく計画として、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年10月31日環境省告示第140号)に即して策定します。

3 計画の期間

計画の期間は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とします。

第2 施策に関する基本的な方針

1 教育活動の充実「命を大切にすることを育てる」

犬やねこなどの動物虐待についての社会の関心が年々高くなっており、地域社会全体での動物愛護の取り組みが今後一層求められています。

また、子どもたちがこころ豊かに育つ上では動物とふれあう、責任を持って世話をするなどのかかわり合う経験が重要であることが指摘されています。これらの経験を通じて、弱者へのいたわりや他者の痛みを理解するところを育む取り組みを進め、命を大切にすることを育てます。

2 愛護精神の普及「命を大切にする取り組みをすすめる」

不適切な飼育による逸走や望まない繁殖により、抑留されたり引き取りに出された犬やねこが数多くいます。元の飼い主や新しい飼い主に巡り会うことなく、また、飼育に適さないとして致死処分となった頭数は依然として年間4,500頭を超えています。

動物愛護団体やボランティアなどと連携しながら、引取頭数の減少への取り組みを進めるとともに、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を積極的に推進することにより、致死処分ゼロを目指し、命を大切にする取り組みをすすめます。

3 適正飼育の推進「命を大切にできる社会をつくる」

人と動物のよりよい関係を築いていくためには、無責任な飼育や動物の習性・生理の認識不足による鳴き声や糞害などの地域トラブル、動物遺棄や虐待を発生させない取り組みが必要です。また、動物取扱業者に対しては、適正な施設の維持管理と動物の取扱いなどが求められます。

さらに、人と動物の共通感染症の予防に関する啓発指導も必要となっています。

動物を愛するところとともに、動物に対する正しい知識を広め、飼育者に責任と自覚を促し、適正飼育を推進することにより、命を大切にできる社会をつくれます。

第3 施策の展開

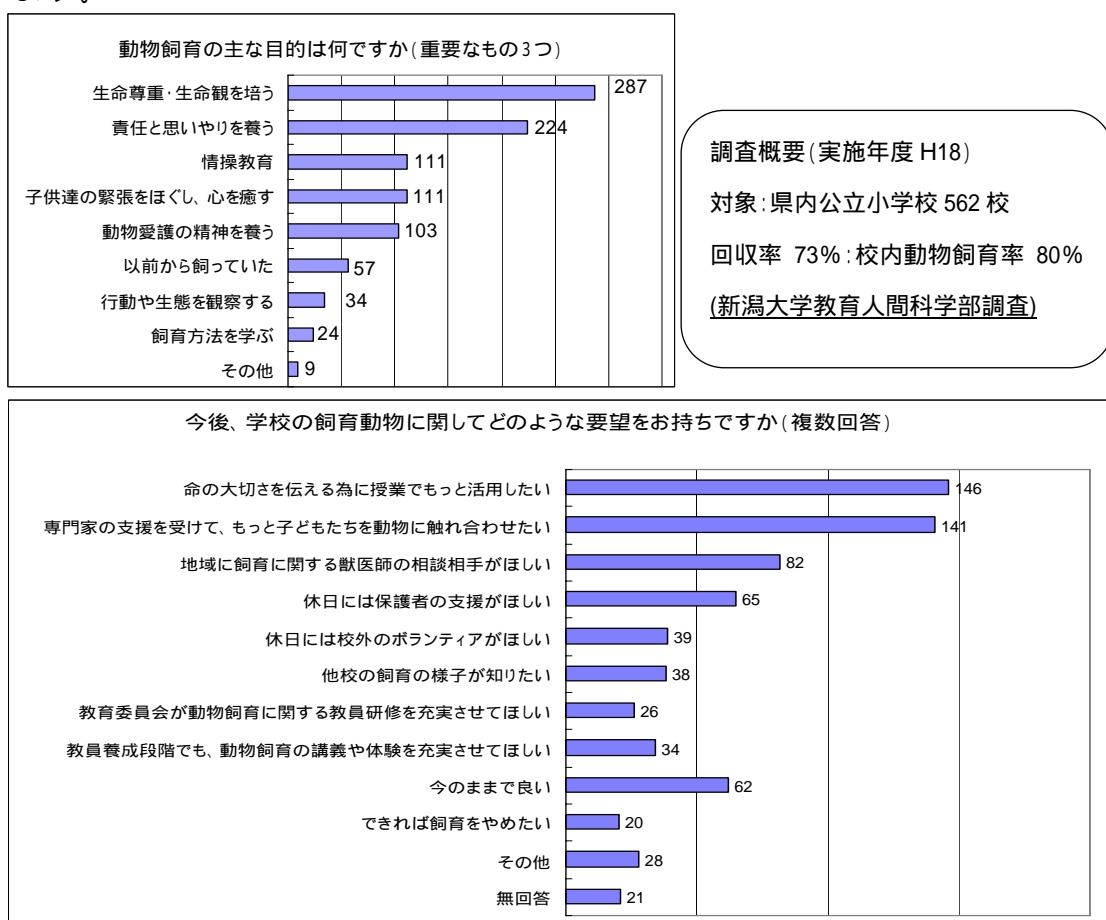
1 教育活動の充実

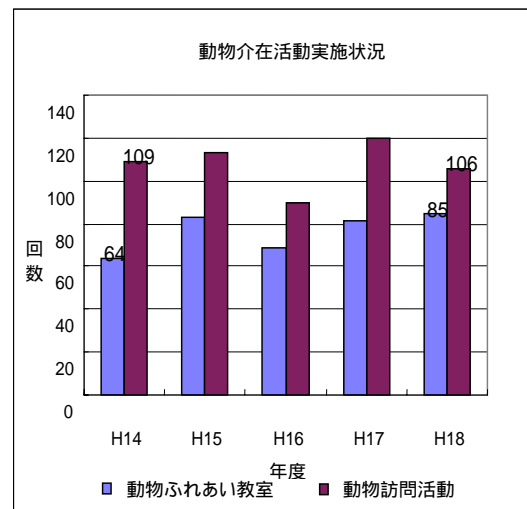
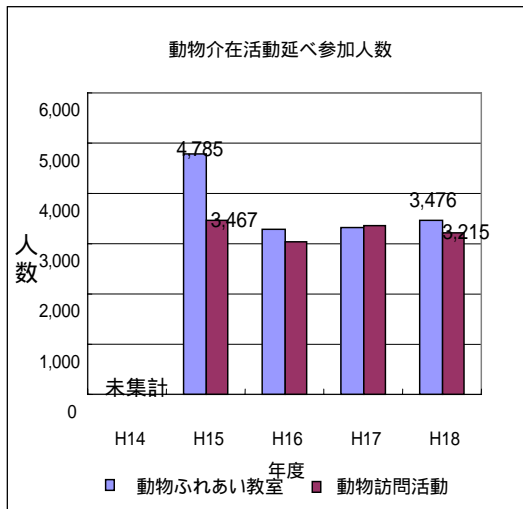
「命を大切にすることを育てる」

【現状と課題】

人がこころ豊かに暮らす上で、動物とのふれあいや暮らしは欠かせないもののひとつになっています。特に子どもたちに、命の尊さに気づかせ、弱者へのいたわりのこころや他者の痛みを理解するこころを育てるためには、動物とふれあい、かかわり合う経験が重要であるとの指摘がなされています。

現在、多くの学校で小動物の飼育を通して、様々な目的で教育活動が行われており、その実施にあたっては、各分野における専門家の支援や相談相手がほしい等の要望もあります。それらの教育活動が、より効果的に実践され、また適正に飼育がなされるように支援し、基盤の整備を図ることが求められています。





【取組むべき施策】

命を尊重する教育を推進します。

子どもたちを対象に、動物との接し方、命の大切さを学ぶ機会として、関係団体やボランティアと協働し、成長過程に応じた動物ふれあい教室を実施します。

また、日常的に子どもたちが動物と接する学校等における動物飼育の現状を把握し、適正飼育についての研修や、その動物を介して命の大切さを学ぶ教育について、県・市町村教育委員会や獣医師会等と連携し、推進します。

地域等における動物愛護精神の啓発を進めます。

高齢者や障がいを持った方に精神面での向上とりハビリテーションの手助けとなるよう各種福祉施設への動物訪問活動を実施します。また、補助犬等に対する理解の普及を図り、人と動物がパートナーとして暮らしていることの認知度を高めます。

動物愛護管理施設の基本計画の策定を進めます。

より一層の教育活動の充実を図るなど、積極的な事業実施を可能とするため、平成18年度に策定された新潟市においては「(仮称)小動物愛護センター基本構想」、また、新潟県においては「人と動物のふれあい拠点施設整備基本構想」に基づき、基本計画の策定を推進します。

【取組目標】

ふれあいに適した動物の飼育をするボランティアの育成により、動物ふれあい教室及び動物訪問活動を積極的に進めます。

「動物愛護管理施設」の建設に向け、取り組みを進めます。

2 愛護精神の普及

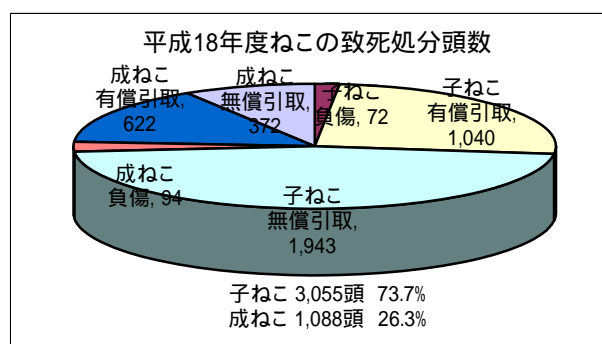
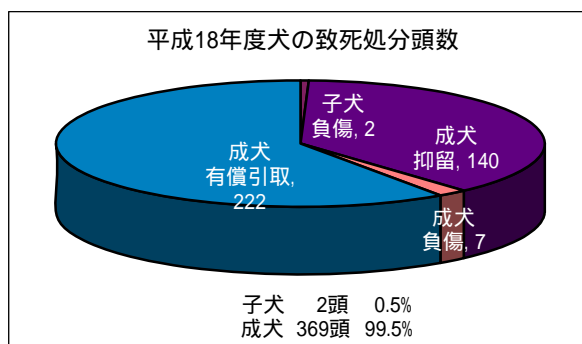
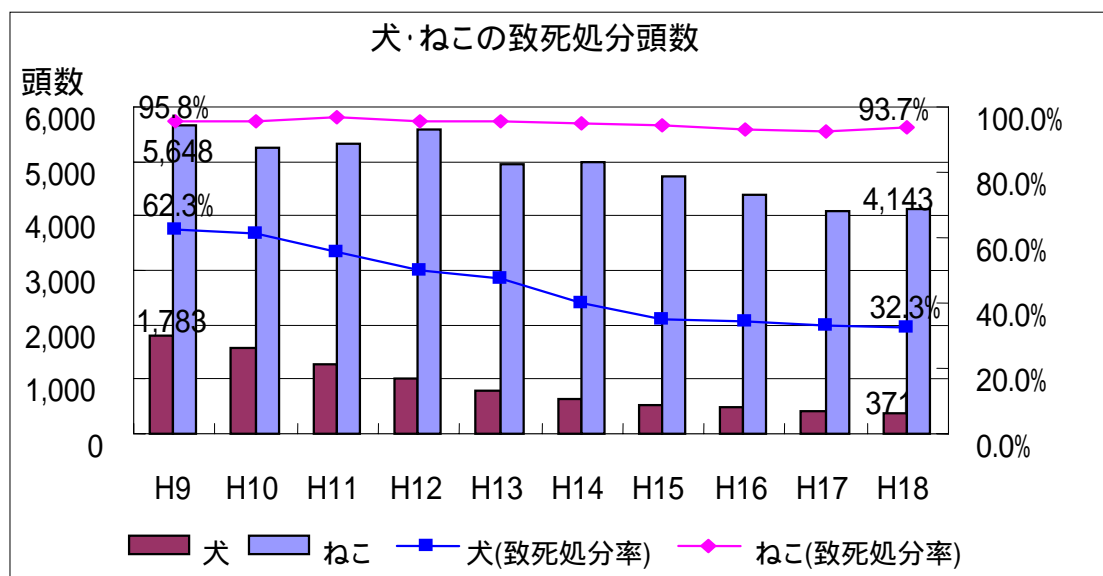
「命を大切にする取り組みをすすめる」

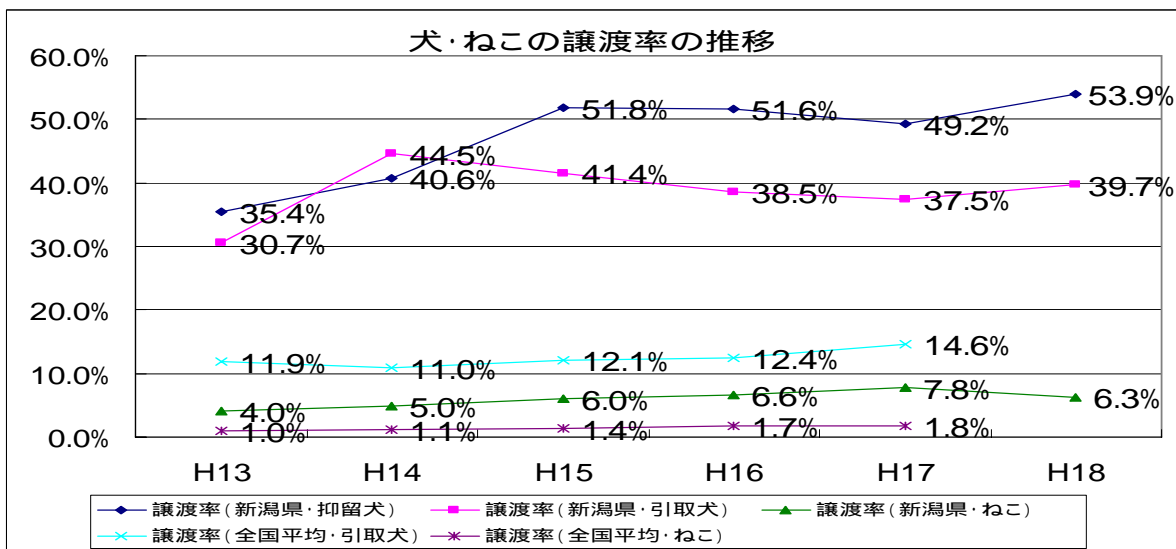
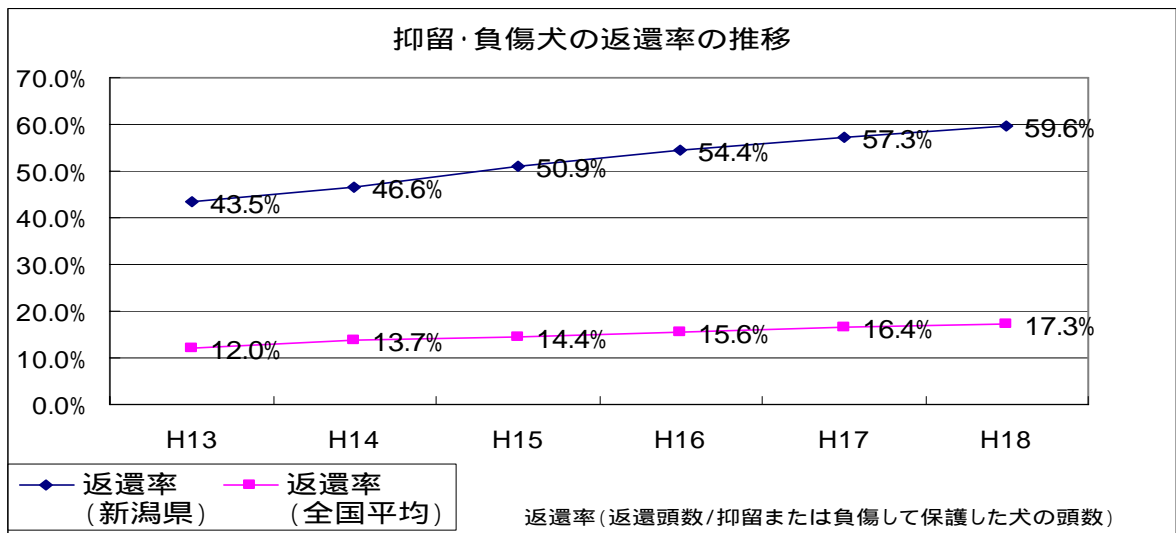
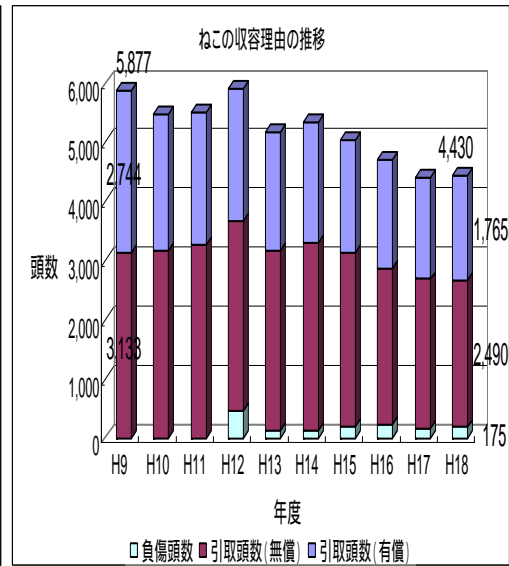
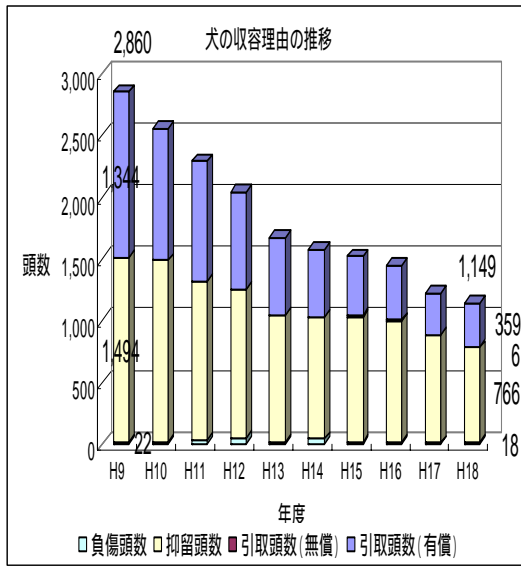
(1) 致死処分頭数の減少への取り組み

【現状と課題】

致死処分の頭数は、10年前と比較すると3分の2に減少しました。しかし、犬・ねこ別に見ると、犬の処分頭数は5分の1になりましたが、ねこは依然として4,000頭を超え、3割しか減少していません。ねこは、譲渡希望者数に比べ、収容される頭数が多いため、94%が致死処分されています。

引取頭数の減少を図り、抑留動物の返還、収容動物の積極的な譲渡に努め、致死処分頭数を減少させる必要があります。





【取組むべき施策】

引取頭数の減少を図ります。

引取頭数を、10年間で半減させます。そのため、一般の飼い主に終生飼育の徹底について周知を図るとともに、望まない繁殖をさせないよう、不妊去勢手術や、ねこの場合は室内飼いを推奨し、特に引取申請者には、それらの指導を徹底します。

また、飼い主のいないねこの対策として、地域住民とそれらのねこが共生していけるような方策について、協議や助言をしていきます。

返還率の向上を図ります。

抑留犬の返還率は年々上昇しています。

鑑札・狂犬病予防注射済票の装着、さらに、ねこを含めて、名札の装着・マイクロチップの挿入などによる所有者明示の必要性の普及啓発、市町村との連携強化、ホームページの活用により、一層の返還率の向上を図ります。

譲渡率の向上を図ります。

動物保護管理センター等に收容されている動物が、飼育を希望する人の選択肢の一つとなるよう広報に努めるほか、譲渡事業を行っている団体や動物愛護推進員と連絡を密にして、譲渡率の向上を図ります。

また、收容動物の健康管理の徹底、長期間飼育、しつけを施す等譲渡の機会を増やします。譲渡にあたっては、事前に適正飼育の指導を徹底し、更に譲渡後の追跡調査を実施します。

【取組目標】

致死処分ゼロを目指して、10年後には致死処分頭数を半減させます。

年 度	H18 年度	H24 年度	H29 年度
致死処分頭数	4,514	3,300	2,200

(2)災害時の動物救済体制の整備

【現状と課題】

本県は、平成 16 年の 7.13 新潟豪雨、中越大震災、さらには平成 19 年の中越沖地震と大きな自然災害に度重なり遭遇しました。

県では、2 つの地震に際して、関係団体と動物救済本部を設置し、動物の飼い主に対して動物の健康相談、一時預かり等の事業を実施しました。

災害時には、多くの住民が避難所での生活を余儀なくされますが、被災した動物も一緒に同伴避難できる体制を十分に整える必要があります。家族の一員である動物と一緒に過ごせることは、心のやすらぎとなることから、災害時にも人と動物の絆を守れるような仕組みづくりが必要です。更に、被災動物の救済や人への危害防止の観点からも動物救済体制の整備が必要です。

また、行政及び動物飼育者は、普段から備えるべきこと、緊急時に取るべき行動について認識しておくことや、動物飼育者は他の人に迷惑をかけないような飼育を平時から心がける必要があります。

動物救済本部相談受付内容(件数)

	合計	犬	ねこ	その他	
H16 中越大震災	820	(未集計)			
H19 中越沖地震	357	206	140	11	
内 訳	フード等の提供	174	104	69	1
	飼育動物の健康	44	29	11	4
	一時預かり	72	40	27	5
	引取り	15	8	7	0
	脱出届け	36	12	23	1
	ゲージ貸出	16	13	3	0

動物救済本部の一時預かり動物の延べ頭数

	合計	犬	ねこ	その他
H16 中越大震災	267	84	179	4
H19 中越沖地震	57	38	17	2

中越沖地震は平成 19 年 12 月末現在

【取組むべき施策】

動物飼育者支援・被災動物保護を行います。

新潟県地域防災計画に基づいて(社)新潟県獣医師会、(社)新潟県動物愛護協会と動物救済本部を設置し、また、国、市町村、緊急災害時動物救済本部等と連携・協力を図り、動物飼育者への支援や被災動物の保護を行います。

また、動物飼育者に対し、動物と同伴できる避難所の確認、その動物へのワクチン接種、所有者の明示、しつけ、不妊去勢手術や健康管理など、平時からの適正飼育の必要性について啓発を行っていきます。

市町村との協力体制を整備します。

市町村の策定する地域防災計画には、住民が動物と一緒に暮らせる仮設住宅の設置はもちろんのこと、動物と同伴できる避難所の設置について配慮するよう助言を行います。また、動物を飼育していない人に対し、避難所への同伴避難に対する理解を促進します。

災害時には、動物救済本部との情報共有や相互協力のもと、動物救済活動を行います。

【取組目標】

全市町村が地域防災計画に動物同伴の避難者を受け入れられる施設設置を規定するよう助言を行います。

年 度	H18 年度	H24 年度	H29 年度
市町村数	7 市町村	20 市町村	全市町村

3 適正飼育の推進

「命を大切にする社会をつくる」

(1) 適正飼育の啓発

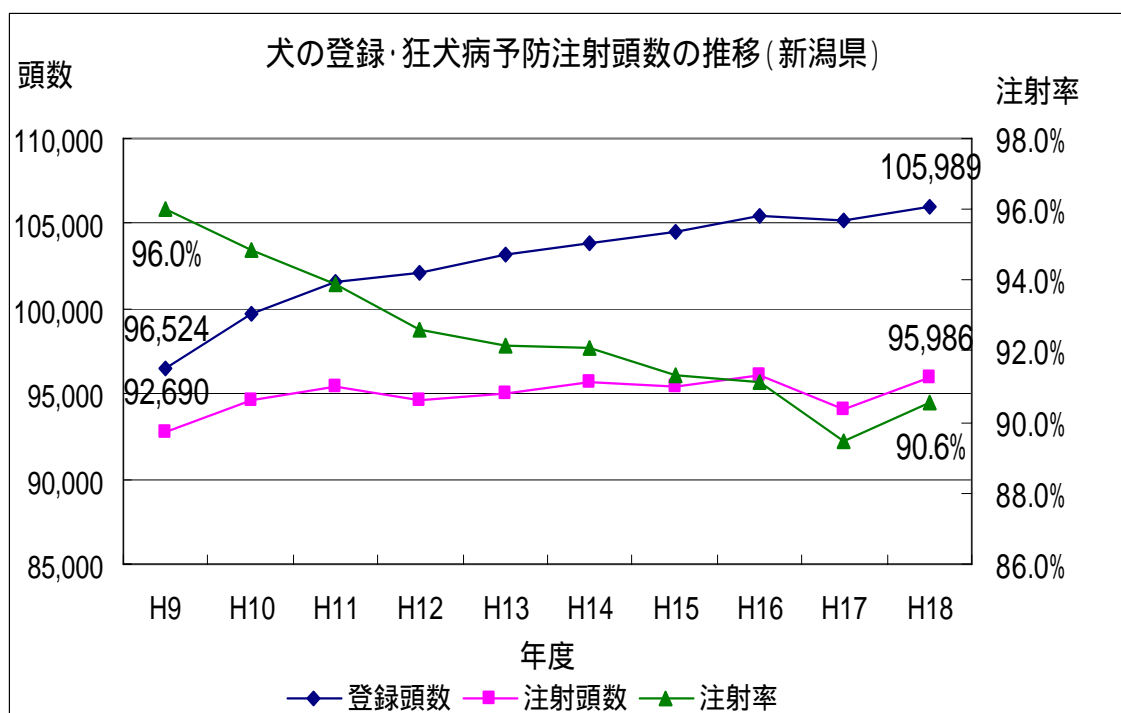
【現状と課題】

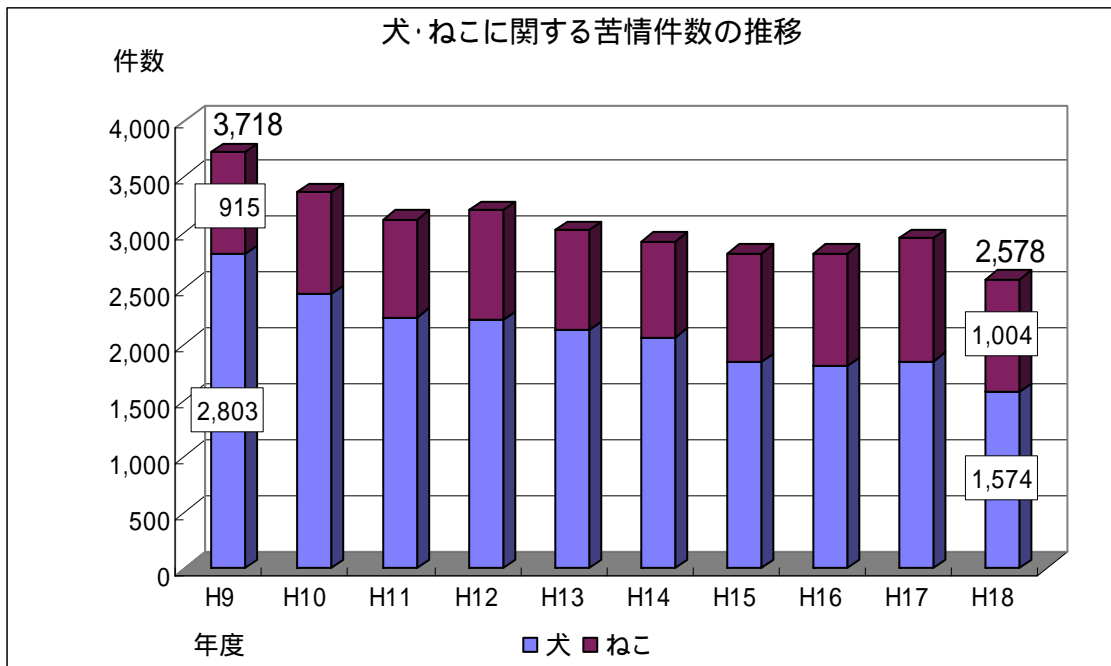
命ある動物を飼育する人には、動物に対する正しい理解と社会的な責任の自覚が求められています。安易な飼育開始から発生する飼育放棄、望まない繁殖による引取りや遺棄がなくなることは、命を大切にする取り組みの前提です。

動物による狂犬病は、40年以上も我が国で発生していないため、その危険性の認識が希薄となり、法定の義務である狂犬病予防注射の接種率も低下傾向にあります。狂犬病をはじめとした人と動物の共通感染症の知識の習得や予防の必要性について認識を高めていくことが求められています。

また、動物飼育に伴う騒音や悪臭など周囲の生活環境への配慮も自覚を求め、飼育者のモラルの向上を図ることも重要な課題です。

さらに、地域における適正飼育推進の一翼を担う動物愛護推進員の人材育成と委嘱人数を増加させる必要もあります。





【取組むべき施策】

適正飼育の普及啓発に努めます。

犬やねこの飼育者や飼育希望者を対象に、終生飼育、所有者明示、不妊去勢手術の実施等の適正な飼育方法や、人と動物の共通感染症に対する知識の普及啓発を行います。また、特に、犬の飼育者等には、しつけ方教室を開催したり、ねこの飼育者等には、室内飼いを推奨します。また、不適切な環境で多頭飼育している者に対する指導など、特殊なケースに対しても積極的に対応します。

動物愛護推進員の人材育成を行います。

動物愛護推進員は、地域において活動する動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者として委嘱しています。委嘱人数を増加させるとともに、行政と一体となって動物愛護を推進していけるよう、推進員の知識や技術面での向上を図るため講習会などを実施し人材育成に努めます。

犬の登録及び狂犬病予防注射の接種率の向上に努めます。

市町村が実施する犬の登録及び狂犬病予防注射業務について、獣医師会、動物取扱業者及び関係団体と連携し、無登録や未注射の犬をなくすよう普及啓発に努めます。

動物飼育相談窓口を充実させます。

動物保護管理センター等に相談コーナーを設置し、速やかに解決できるよう相談に積極的に対応します。また、相談や苦情の内容分析やアンケート調査を行い、住民ニーズを把握し、今後の施策展開に反映させます。

共通感染症サーベイランスの充実を図ります。

県内の協力動物病院で受診した動物における、人と動物の共通感染症の診断状況を集計し、獣医師会等に情報提供するとともに、一般飼育者に対する啓発資料としても活用します。

【取組目標】

犬のしつけ方教室の開催、動物の適正飼育などの普及啓発を目的とした講習会や相談会等を積極的に開催します。

狂犬病予防注射の接種率を94%まで上昇させます。

年度	H18年度	H24年度	H29年度
狂犬病予防注射の接種率	91%	92%	94%

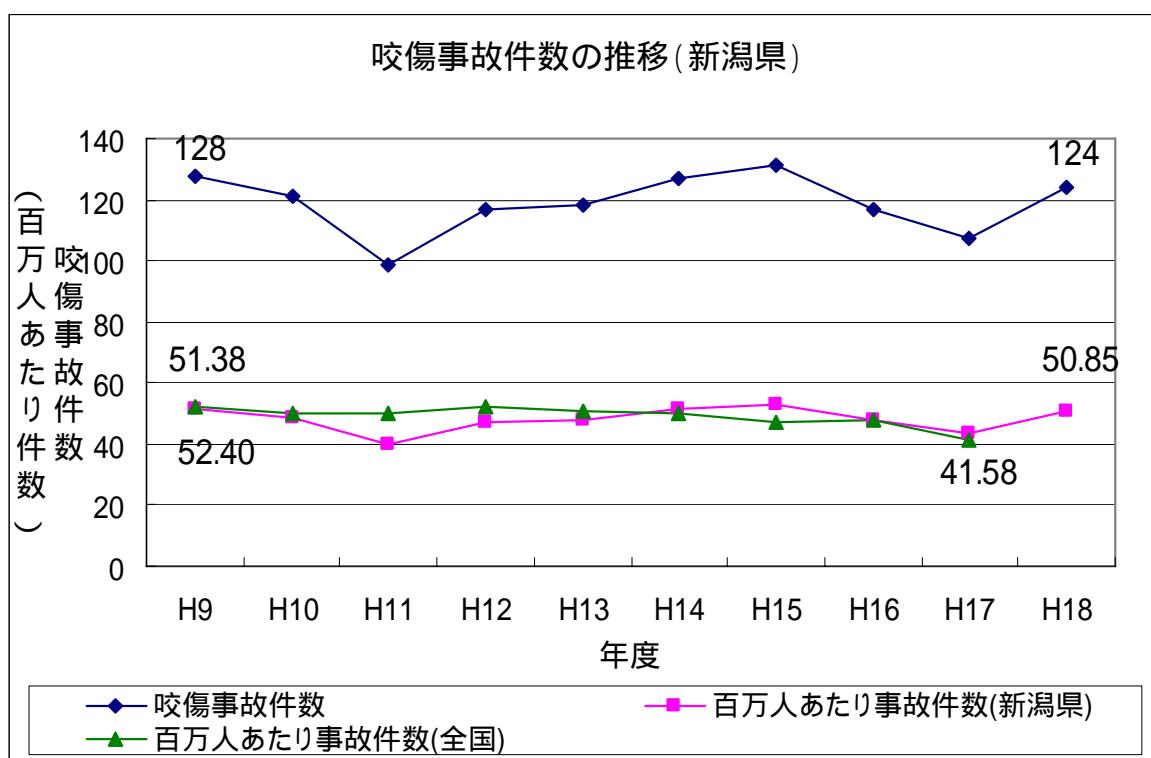
(2)不適切な飼育を原因とするトラブルの減少

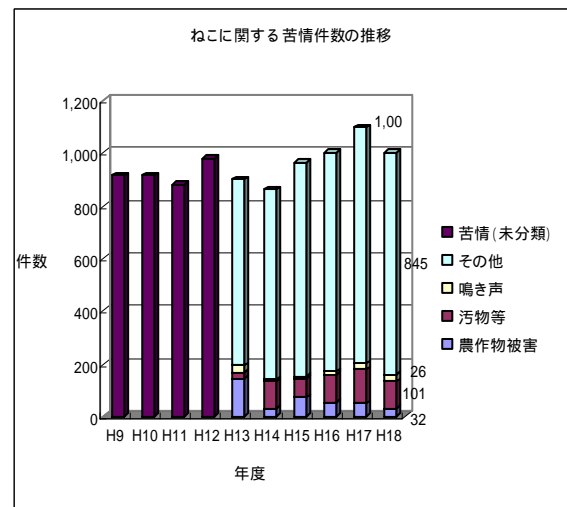
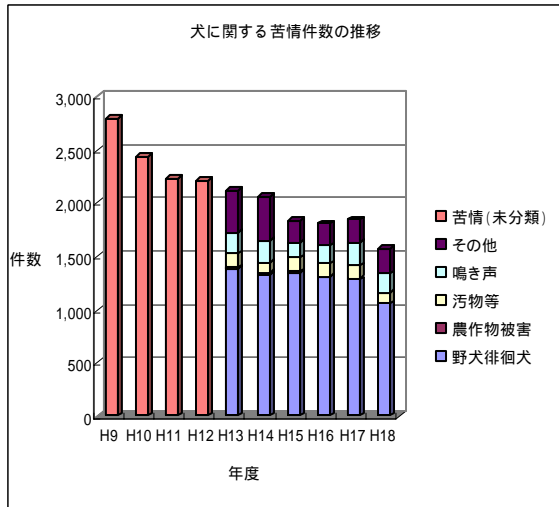
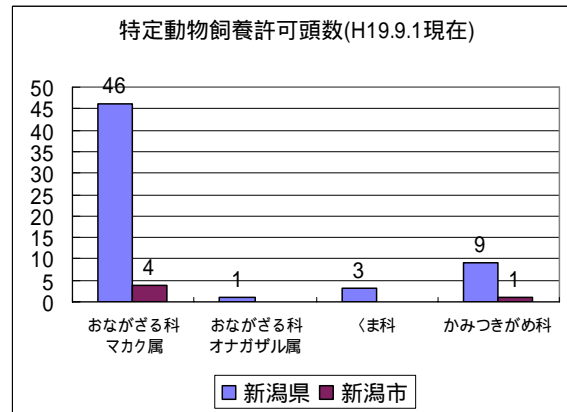
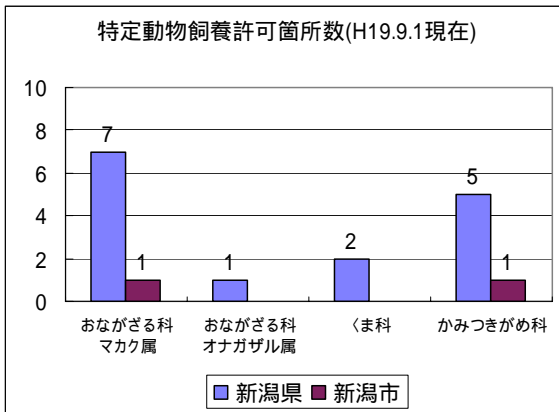
【現状と課題】

犬の咬傷事故件数は減少しておらず、そのほとんどが不適切な飼育管理によるものです。飼い主責任の認識を高め、事故の未然防止に向けた取り組みが必要です。

人に危害を加えるおそれが高いため飼養許可が必要な特定動物は、県内でも 64 頭が飼育されており、動物飼育に対する考え方の多様化から増加することも予想されます。飼養保管許可の取得、飼養施設基準の遵守、マイクロチップ挿入による個体識別等の実施について継続的な監視指導が必要です。

動物による生活環境に関するトラブルなど、苦情相談が多様化しております。特に不適切な飼育を行う多頭飼育者や動物取扱業者の問題は、時間の経過とともに問題が拡大する傾向にあるため、速やかな対応が求められています。





【取組むべき施策】

動物による加害行為の防止に努めます。

飼い主責任の意識向上と咬傷事故の速やかな処理に努めます。

特定動物飼育者に対する指導を行います。

定期的な巡回を実施し、飼育者に対して管理マニュアルの作成を助言します。

生活環境が保全されるよう監視指導を行います。

苦情の原因となる飼育者への速やかな監視指導を実施し、必要に応じ、市町村、警察と連携し、解決に努めます。

遺棄・虐待の防止

禁止行為の周知及び市町村、警察との連携で防止に努めます。

【取組目標】

犬の咬傷事故に伴う飼主責任についての認識を向上させるため、重大事故の事例や、犬と飼主との良好な信頼関係を築くための方法などを盛り込んだテキスト等を作成し、咬傷事故の減少を図ります。

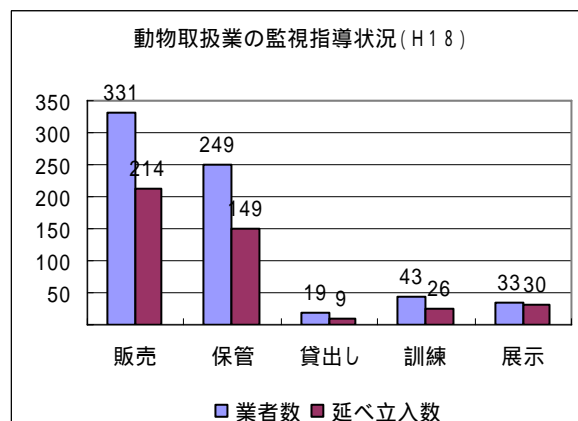
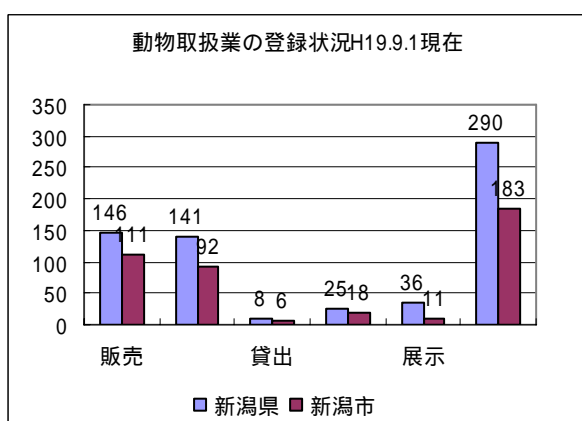
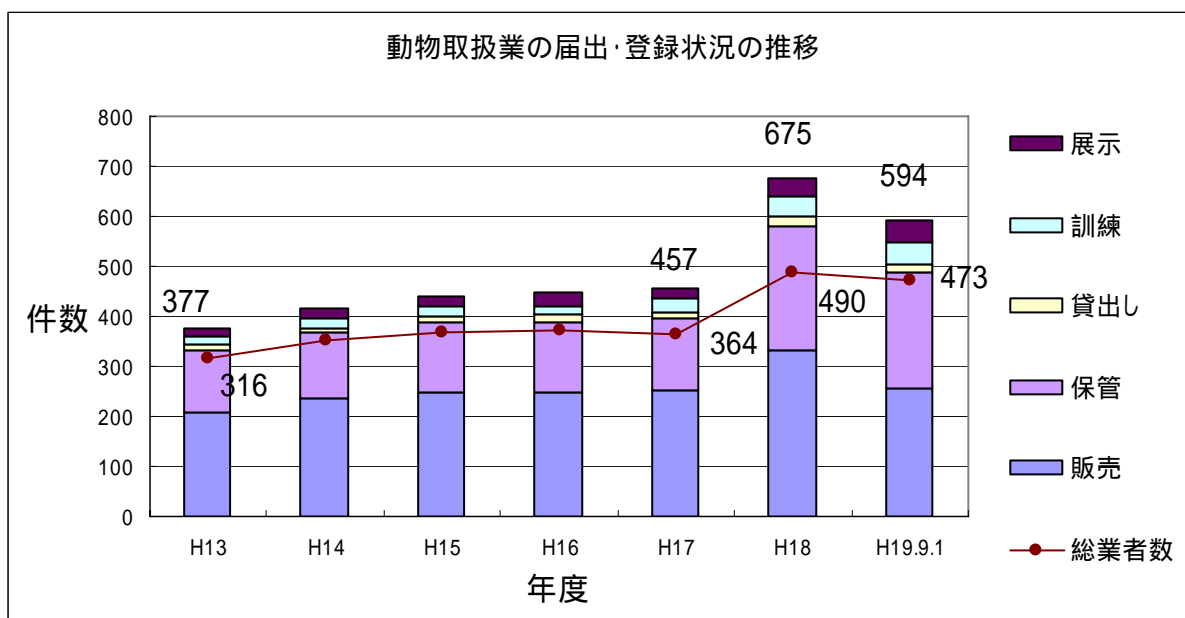
全ての特定動物飼養施設に対し、年1回以上の監視指導を行います。

(3)動物取扱業の適正化、資質の向上

【現状と課題】

法律改正により動物取扱業は、届出制度から登録制度に移行され、対象業種も拡大されました。平成17年度の460件程度の届出数から本年の法律完全施行後の登録数は600件近くまで増加し、今後も増加が見込まれます。動物取扱業者の不適切事案は、問題の規模も大きくなり、社会問題となるため、早めの実態把握と速やかな対応が必要となります。

また、動物飼育を望む人の一般的な入手先のひとつである動物販売業者には、動物愛護推進の担い手として、安易な飼育開始、不適切飼育が行われないよう、飼い主に対する社会的な責任やその動物飼育に必要な情報の説明を行うよう指導をしていく必要があります。



【取組むべき施策】

適正飼育、適正販売の徹底を指導します。

事前指導による不適正事業者の排除や、既存事業者に対する基準遵守義務事項の適切な監視・指導を実施していきます。指導により改善が図られない場合は、勧告・命令などの処分を適正に行います。

購入者への説明義務を徹底させます。

動物購入者に行う事前説明において、飼い主の社会的責任と適正な飼育や保管の方法について説明がなされるよう指導を行います。

動物取扱責任者研修の受講を徹底させます。

動物取扱責任者には、年 1 回以上の研修の受講義務があります。責任者全員が受講するよう指導します。研修内容も法令や基準の遵守にとどまらず、関連情報の提供に努め、その充実を図っていきます。

法律制度の広報を行います。

県民自らが、優良な動物取扱業者を選択できるよう、さらには、不適正事案の早期発見につながるよう、法律制度の県民への広報を行っていきます。

【取組目標】

動物取扱業者に対し監視指導を徹底するとともに、全ての販売業者については、年1回以上の監視指導を行います。

動物取扱責任者全員に年1回の研修を受講させます。

(4) 調査研究の推進

【現状と課題】

動物の愛護及び管理と人と動物の共通感染症に関して、幅広く調査研究を行い施策に反映させることが必要です。

【取組むべき施策】

動物の愛護及び管理の施策の推進のため、動物の飼育実態に関する調査研究、人と動物の共通感染症等に関する調査研究などの取組みを行います。

(5) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

【現状と課題】

実験動物や産業動物も、動物は命あるものとして、適正な取扱いが求められております。動物の愛護及び管理の観点から飼育実態を把握し、それぞれの飼育の基準などの普及啓発が必要です。

【取組むべき施策】

実験動物飼養施設への普及啓発を行います。

実験動物飼養施設の飼育実態を把握するとともに、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号)に基づく適正な飼育管理や 3R の原則の理解が深まるよう関係機関と連携し、普及啓発を行っていきます。

産業動物飼育者への普及啓発を行います。

庁内関係部局や関係団体と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和 62 年 10 月 9 日総理府告示第 22 号)に基づき、適正な飼育管理のあり方について普及啓発を行っていきます。

第4 計画の推進

1 計画の周知

この計画を市町村、関係機関及び関係団体に通知するとともに、ホームページへの掲載や各種イベントでの広報などにより、広く県民に計画の理解と協力が得られるよう努めます。

2 実施体制の整備

(1) 県及び新潟市の動物愛護管理体制の充実

広範かつ多岐にわたる動物愛護管理業務の実施にあたり、専門的な知識や技術の取得のため、職員育成を行います。

また、庁内関係部局や関係機関との一層の連携を図ります。

地域に根付いた形で動物の愛護及び管理が広がっていくよう、動物愛護推進員の育成と委嘱を推進します。

(2) 市町村との連携

最も住民に近い自治体である市町村へは、適切な支援を行い、関係者会議などを通じ情報交換を行います。

(3) 関連団体との連携

(社)新潟県獣医師会、(社)新潟県動物愛護協会とは、引き続き緊密な連携を図り、計画の推進に努めます。また、行政の限界を超えた活動が期待できる、その他の動物愛護団体やボランティア等と積極的な連携体制を整備します。

3 推進計画の点検及び見直し

新潟県「夢おこし」政策プランと整合性を図るため、政策プラン見直し時期には、それに併せて本計画も見直しを行うこととします。

参考資料

<用語集>

人と動物の共通感染症

動物から人へ、人から動物へ病原体が感染して起こる病気のこと。「人獣共通感染症」、「動物由来感染症」、「ズーノーシス」等ともいう。

動物ふれあい教室

子どもたち等を対象に、事故防止のための犬との接し方や動物とのふれあいの仕方などを教えるとともに、動物とのふれあいを通じて命の大切さを学んでもらうための活動。

動物訪問活動

健康でおとなしい動物を連れて各種福祉施設を訪問し、ふれあいの場を設け、お年寄り、心身に障がいのある方々に対して、精神的面の向上とリハビリテーションの手助けをする活動。

動物介在活動 (Animal assisted activity :AAA)

対象者の生活の質の向上、情緒的な安定、また教育やレクリエーションを目的として実施する動物とのふれあい活動。動物ふれあい教室や動物訪問活動等のこと。

動物の引取り

動物の愛護及び保護に関する法律(以下、動物愛護管理法)に基づき、やむを得ない事情により飼えなくなったり、所有者の判明しない犬又はねこを、保健所等で引き取ること。

犬の返還率

保健所等で抑留・収容された犬のうち、飼い主に返還された犬の割合。

譲渡率

抑留や引き取りにより保健所等で収容されたすべての犬やねこのうち、譲渡された動物の割合。

負傷動物

動物愛護管理法で定められた、道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかったり、または負傷したりした犬、ねこ等の動物のこと。

緊急災害時動物救援本部

大災害時などで被災動物(主にペット)を救護救済することを目的に設立された団体。政府が認可した公益法人である動物愛護団体 4 団体と、(社)日本獣医師会の計 5 団体によって組織されており、自治体の要請に応じて、自治体が行う動物救援活動のバックアップを行っている。(財)日本動物愛護協会に事務局があり、平時から基金を持ち、資材が備蓄されている。

新潟県地域防災計画

災害対策基本法に基づき、新潟県の防災対策について、県、市町村その他の防災関係機関の責務、役割等を定めたもの。震災対策編と風水害対策編がある。

狂犬病

人と動物の共通感染症の一つで、狂犬病ウイルスが原因。すべてのほ乳類に感染し、狂犬病に感染した動物による咬傷により人にも感染する。人も動物も発症するとほぼ 100%死亡するが、人では感染後(感染動物に咬まれた後)にワクチンを連続して接種することにより発症を防ぐことができる。

動物愛護推進員

地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうち、知事(政令指定都市にあっては市長)から委嘱を受けて、地域の動物愛護と適正飼育の推進のために、積極的・自主的な活動を行うボランティア。

特定動物

ライオン、とら、ニホンザル、マムシなど、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして、動物愛護管理法で定められた動物。特定動物の飼養または保管を行おうとする者は、事前に知事(政令指定都市にあっては市長)の許可を受ける必要がある。

マイクロチップ

動物の個体識別等を目的とした 2mm×12mm の生体適合ガラスで覆われた電子標識器具。皮下に挿入し、専用のリーダーで感知してデータを読み取る。

改ざんや消去ができないので、迷子等になって発見されたり、盗難にあった場合に、専用リーダーで読み取ることにより、その動物の身元がすぐに確認できる。

動物取扱業

動物の販売、保管等を業として行うこと。動物愛護管理法の規定により、知事（政令指定都市にあっては市長）の登録を受けなければ営業することができない。動物取扱業には、次の業種がある。

- (1) 販売 …… ペットショップ、ブリーダー等、動物の販売や、それらを目的に繁殖や輸出入を行う業。飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者も含まれる。
- (2) 保管 …… ペットホテル、ペットのシッターなど、顧客の動物を預かる業。
- (3) 貸出し …… ペットレンタル業者など、動物を貸し出す業。
- (4) 訓練 …… 訓練・調教業者など、顧客の動物を預かり訓練を行う業。
- (5) 展示 …… 動物園、サーカスなど、動物を見せる業。

動物取扱責任者

動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために事業所ごとに選任する者。動物愛護管理法により、知事（政令指定都市にあっては市長）が実施する動物取扱責任者研修を1年に1回以上受講する義務がある。

3Rの原則

国際的に普及・定着している動物実験及び実験動物の福祉の基本理念のことで、動物の苦痛の軽減（Refinement）、使用数の削減（Reduction）、代替法の活用（Replacement）の3つ。頭文字がいずれもRであることから3Rの原則と名付けられたもの。